

# PUBDIS（入カシステム）利用料金規程

## ◆入カシステム利用料金（設計事務所等がデータ登録等で利用する場合の料金）

入カシステムの利用料金には、

- ①通常登録：年度を通して利用する場合
- ②限定登録：スポットとして利用する場合 の2つがあります。

内容は以下の通りです。

### (1)通常登録＜年度（4月1日～3月31日）を通して、随時業務カルテ、業務実績を登録する場合＞

#### ①年度登録

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 申込み受付期間  | 4月～12月                         |
| 利用期間     | 1年度間（4/1～3/31）                 |
| 基本料金（税込） | 10,476円（税込）（9,524円税抜）          |
| 支払方法     | 前払い（申込み時）                      |
| システムの利用  | 基本料金支払後、ログインID/パスワード発行（1年度間有効） |
| その他      | 基本料金には、業務実績（民間等）の登録料が含まれています。  |

#### ②業務カルテ登録

年度登録の基本料金の他に、業務カルテ登録ごとに発生する費用です。

| 登録料金<br>（業務契約金額に応じ3段階に分かれています。） | 業務契約金額            | 登録料金（税抜）  | 登録料金（税込み） |
|---------------------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                                 | ①2,500万円以上        | 8,600円/1件 | 9,460円/1件 |
|                                 | ②500万円以上2,500万円未満 | 7,810円/1件 | 8,591円/1件 |
|                                 | ③500万円未満          | 2,524円/1件 | 2,776円/1件 |
| 支払方法                            | 後払い（業務カルテ登録後）     |           |           |

### (2)限定登録＜スポットとして利用する場合＞

業務カルテのみの登録で、発生の都度登録する場合の費用です。

| 申込み受付期間                         | 業務完了の1ヶ月前                      |           |           |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------|-----------|
| 利用期間                            | 約1ヶ月（業務カルテ入力～登録まで）             |           |           |
| 登録料金<br>（業務契約金額に応じ3段階に分かれています。） | 業務契約金額                         | 登録料金（税抜）  | 登録料金（税込）  |
|                                 | ①2,500万円以上                     | 8,600円/1件 | 9,460円/1件 |
|                                 | ②500万円以上2,500万円未満              | 7,810円/1件 | 8,591円/1件 |
|                                 | ③500万円未満                       | 2,524円/1件 | 2,776円/1件 |
| 支払方法                            | 前払い（申込み時）                      |           |           |
| システムの利用                         | 登録料金支払後、ログインID/パスワード発行（1ヶ月間有効） |           |           |

### (3)その他

- ①消費税率の変更等により、料金を改定する場合があります。
- ②業務カルテ情報は、設計事務所等より登録料の納付がなかった場合は登録できません。
- ③通常登録をご利用の設計事務所で、業務カルテ情報登録料の支払いに著しい滞納が見られる場合は、翌年度以降の通常登録のご利用をお断りすることがあります。  
その場合、業務カルテ情報の申し込みは、限定登録でお受けします。